

● 国保ヘルスアップ事業にお申し込みを！ ●

～詳しい内容は1面をご覧ください～

応募要件

国保被保険者で20歳以上65歳以下の方
健康診断等で高血圧、高脂血症、糖尿病で注意が必要といわれている方(すでに治療中の方は除く)、肥満が気になる方、日ごろから健康不安をお持ちの方、自分の生活習慣について分析してみたい方

申し込み方法

電話、はがき、電子メールのいずれかの方法により、次の～を明記のうえ右記の申し込み・問い合わせ先までお申し込みください。なお、はがき、電子メールには「国保ヘルスアップ応募」と記載してください。(先着順)

申込区分〔AまたはB〕

- A 生活習慣問診のみ希望
- B 生活習慣問診およびチャレンジ12週間希望

チャレンジ12週間コースは問診の結果、生活習慣の改善を必要とする優先順位の高い方からご参加いただくため、ご案内できないことがあります。氏名(ふりがな) 住所 生年月日 連絡先(電話かメールアドレス) 応募期間 平成18年8月1日(火)～8月15日(火)



定員

A・B区分合わせて50人
定員に達した場合は、締め切りとさせていただきますので早めにお申し込みください。

実施時期

「生活習慣問診票で生活習慣チェック」.....9月中旬
個別健康支援プログラム「チャレンジ12週間」.....10月～平成19年2月

なお、参加の決定につきましては、9月中旬までに生活習慣問診票の発送をもってかえさせていただきます。

申し込みおよび問い合わせ先

保険年金課 国保給付係「国保ヘルスアップ担当」
〒188-8666西東京市南町五丁目6番13号
電話：042-464-1311(☎内線1471・1472・1473)
電子メール：hokennenkin@city.nishitokyo.lg.jp

健康推進課からのご案内

健康推進課では生活習慣病予防をより一層充実させるため、国保ヘルスアップ事業に協力しています。上記定員50人とは別に、昨年度基本健康診査を受診された方の中から肥満・高血圧・高脂血症・糖尿病等で注意が必要といわれた方(約350人)に、9月中旬までに本事業参加へのご案内をします。ご理解、ご協力をお願いいたします。

税・年金

家屋調査(新築・増改築)にご協力を

平成18年中に新築・増改築された家屋は、平成19年度から固定資産税と都市計画税の課税対象となります。市では、対象となる家屋の評価額を算定するため、地方税法の規定に基づき、資産税課職員(固定資産評価補助員)が伺い、家屋調査を実施しています。調査の対象となる家屋は事前に書面にてお知らせしますので、調査のための日程をご連絡をお願いします。

また、資産税課職員が市内全域の家屋の状況調査を行っています。家屋を取り壊したときは、ご連絡ください。なお、職員は必ず身分証明書を携帯しています。ご不審の際には、ご連絡ください。資産税課(☎内線1341)

高齢受給者証を送付しました

70歳以上の国民健康保険被保険者(昭和7年10月1日以降に生まれた方で、老人医療受給者を除く)には、被保険者証とは別に個人単位で1割または2割2割については、法改正により10月1日以降は3割)の一部負担金の割合を明示した「高齢受給者証」を交付しています。

障害福祉

①心身障害者医療費助成制度・各種手当助成制度の所得限度額および現況届

いずれの制度も、前年度と変更はありません。なお、申請前にさかのぼっての制度の適用はありませんので、今回対象になると思われる方は必ず申請してください。

心身障害者タクシール金助成

従来のタクシール利用券の有効期限切れに伴い、新しいタクシール利用券を交付します。対象者 身体障害者手帳1～3級 愛の手帳1～3級 申請受付期間 8月1日(火)～31日(木) 土・日・曜日を除く

子ども

児童扶養手当

申請受付場所 障害福祉課(保谷・田無庁舎1階) 申請に必要なもの 身体障害者手帳もしくは愛の手帳、申請書、障害者本人の認印、代理の方が申請する場合はその方の認印

とき	ところ
8月2日(水) 午後7時～9時	保谷公民館 視聴覚室
8月24日(木) 午後7時～9時	谷戸公民館 視聴覚室

手当・助成称	特別障害者手当 障害児福祉手当	
	障害者本人	配偶者および扶養義務者
①心身障害者医療費助成、心身障害者手当、自動車燃料費助成、心身障害者タクシール料助成	障害者本人(20歳未満の方は扶養義務者)	
0人	3,604,000	6,287,000
1人	3,984,000	6,536,000
2人	4,364,000	6,749,000
3人	4,744,000	6,962,000
4人	5,124,000	7,175,000

各種控除後(手当・助成の控除額)の金額で判定

申請受付場所 障害福祉課(保谷・田無庁舎1階) 申請に必要なもの 身体障害者手帳もしくは愛の手帳、申請書、障害者本人の認印、代理の方が申請する場合はその方の認印

従来のタクシール利用券は使えませんが、未使用分がある場合は、お返しください。 障害福祉課(☎内線234)

申請受付期間 8月1日(火)～31日(木) 土・日・曜日を除く

請求受付場所 障害福祉課(保谷・田無庁舎1階) 郵送での請求も受け付けます。請求に必要なもの 現況届兼請求書(対象者の方には用紙をお送りしました) 障害者本人の認印、代理の方が申請する場合はその方の認印 車検証のコピー 運転免許証のコピー 障害者本人(20歳未満の場合は保護者の口座可)の振込先口座 請求対象期間内(給油した際の領収書等(原本)) 請求対象期間 18年2月～7月(この間に新たに認定申請をされた方は、認定申請月から7月まで)

障害福祉課(☎内線234)

申請受付期間 8月1日(火)～31日(木) 土・日・曜日を除く

請求受付場所 障害福祉課(保谷・田無庁舎1階) 郵送での請求も受け付けます。請求に必要なもの 現況届兼請求書(対象者の方には用紙をお送りしました) 障害者本人の認印、代理の方が申請する場合はその方の認印 車検証のコピー 運転免許証のコピー 障害者本人(20歳未満の場合は保護者の口座可)の振込先口座 請求対象期間内(給油した際の領収書等(原本)) 請求対象期間 18年2月～7月(この間に新たに認定申請をされた方は、認定申請月から7月まで)

障害福祉課(☎内線234)

申請受付場所 障害福祉課(保谷・田無庁舎1階) 申請に必要なもの 身体障害者手帳もしくは愛の手帳、申請書、障害者本人の認印、代理の方が申請する場合はその方の認印

従来のタクシール利用券は使えませんが、未使用分がある場合は、お返しください。 障害福祉課(☎内線234)

申請受付期間 8月1日(火)～31日(木) 土・日・曜日を除く

請求受付場所 障害福祉課(保谷・田無庁舎1階) 郵送での請求も受け付けます。請求に必要なもの 現況届兼請求書(対象者の方には用紙をお送りしました) 障害者本人の認印、代理の方が申請する場合はその方の認印 車検証のコピー 運転免許証のコピー 障害者本人(20歳未満の場合は保護者の口座可)の振込先口座 請求対象期間内(給油した際の領収書等(原本)) 請求対象期間 18年2月～7月(この間に新たに認定申請をされた方は、認定申請月から7月まで)

障害福祉課(☎内線234)

申請受付期間 8月1日(火)～31日(木) 土・日・曜日を除く

請求受付場所 障害福祉課(保谷・田無庁舎1階) 郵送での請求も受け付けます。請求に必要なもの 現況届兼請求書(対象者の方には用紙をお送りしました) 障害者本人の認印、代理の方が申請する場合はその方の認印 車検証のコピー 運転免許証のコピー 障害者本人(20歳未満の場合は保護者の口座可)の振込先口座 請求対象期間内(給油した際の領収書等(原本)) 請求対象期間 18年2月～7月(この間に新たに認定申請をされた方は、認定申請月から7月まで)

障害福祉課(☎内線234)

